⑮　投資運用業に係る経営の状況

①　投資運用業に係る内部管理の状況

（注意事項）

「投資運用業に係る内部管理の状況」には、リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

②　投資運用業を行う者に係る外部監査の状況

	監査人名	監査の内容
財務諸表監査		

（注意事項）

1　「財務諸表監査」の欄には、投資運用業を行う者の財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年一回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

2　「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的に、かつ、簡潔に記載すること。

③　ファンド監査の状況

イ　投資一任契約に係る業務におけるファンド監査の状況

	国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数の投資先ファンド総数に占める割合
	公募	私募	公募	私募	
財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 （　）	本 （　）	本 （　）	本 （　）	%
投資先ファンド数	本	本	本	本	

（注意事項）

1　投資一任契約に係る業務における運用財産を対象有価証券（第96条第４項各号に掲げる有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）に係る外部監査の状況について記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

2　「財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）」の欄には、外部監査を受けているファンド資産の本数を記載し、そのうち、当該外部監査が法定のものであるファンド資産の本数を、下段に内書（括弧書）として記載すること。

3　「投資先ファンド数」の欄には、国内籍（公募・私募）、外国籍（公募・私募）ごとの運用財産が保有する対象有価証券に係るファンド資産の総数を記載すること。

4　「財務諸表監査が実施されているファンド総数の投資先ファンド総数に占める割合」の欄には、財務諸表監査が実施されているファンド数の合計数の投資先ファンド数の合計数に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）を記載すること。

5　ある対象有価証券に係るファンド資産の一部又は全部を他の対象有価証券に投資するスキームが用いられている場合であって、投資元又は投資先のファンド資産のいずれか一方について外部監査が実施されていることにより、実質的に、投資元及び投資先のファンド資産について外部監査が実施されていると評価できる場合には、投資元及び投資先のファンド資産について外部監査が実施されているものとみなすことができる（ロ及びハにおいて同じ。）。

ロ　投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務におけるファンド監査の状況

	国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数のファンド総数に占める割合
	公募	私募	公募	私募	
財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 （　）	本 （　）	本 （　）	本 （　）	%
ファンド数	本	本	本	本	

（注意事項）

1　投資信託及び外国投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行っている場合は、当該投資信託及び外国投資信託に係る外部監査の状況について記載し、投資法人と資産の運用に係る委託契約を締結し、当該委託契約に基づき、当該投資法人の資産の運用を行っている場合には、当該投資法人の財務諸表に係る外部監査の状況について記載すること。

2　「財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）」の欄には、外部監査を受けている投資信託、外国投資信託及び投資法人の数を記載し、そのうち、当該外部監査が法定のものである投資信託、外国投資信託及び投資法人の数を、下段に内書（括弧書）として記載すること。

3　「ファンド数」の欄には、国内籍（公募・私募）、外国籍（公募・私募）ごとの投資信託、外国投資信託及び投資法人の総数を記載すること。

4　「財務諸表監査が実施されているファンド総数のファンド総数に占める割合」の欄には、財務諸表監査が実施されているファンド数の合計数のファンド数の合計数に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）を記載すること（ハにおいて同じ。）。

ハ　法第２条第８項第15号に掲げる行為に係る業務におけるファンド監査の状況

	国内籍		外国籍		財務諸表監査が実施されているファンド総数のファンド総数に占める割合
	公募	私募	公募	私募	
財務諸表監査が実施されているファンド数（うち法定監査）	本 （　）	本 （　）	本 （　）	本 （　）	%
ファンド数	本	本	本	本	